

私的年金制度を巡る課題について

令和6年3月4日

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

企業年金・個人年金課長 海老 敬子

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1. 企業年金・個人年金の動向
 - ・企業年金・個人年金の概況
 - ・最近の制度改正

- 2 今後の課題と見直しに向けた検討
 - ・企業年金・個人年金部会における議論

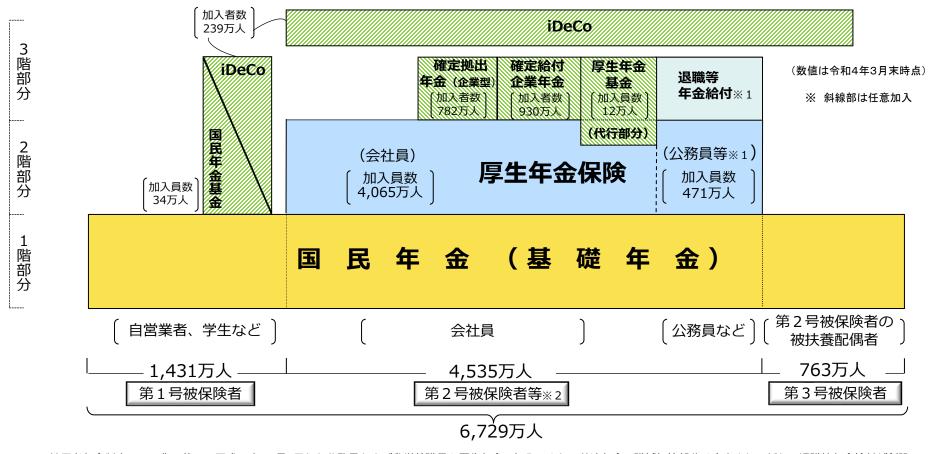


- 1. 企業年金・個人年金の動向
 - ・企業年金・個人年金の概況
 - ・ 最近の制度改正



年金制度の仕組み

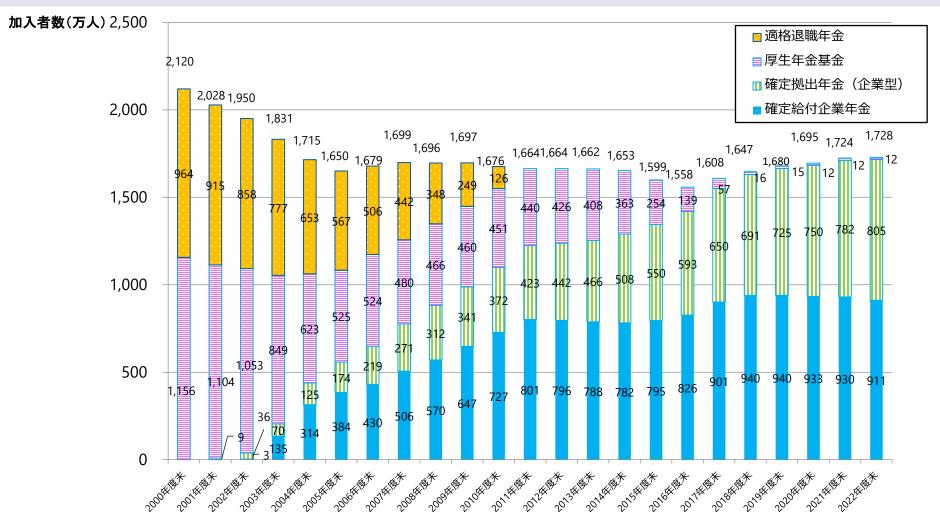
- ○年金制度は、「3階建て」の構造。
- ○1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の 多様なニーズに対応。



- ※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。 ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
- ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

企業年金の加入者数の推移

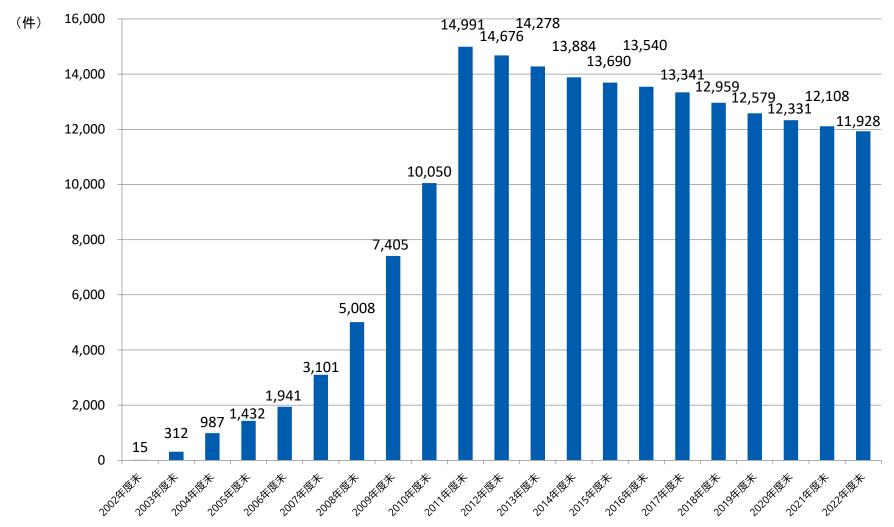
○ 長らく企業年金の中核を担ってきた適格退職年金・厚生年金基金から、制度の中心は、確定給付企業年金(DB)・企業型確定拠出年金(企業型DC)に移行。



(出所)適格退職年金・厚生年金基金・確定給付企業年金:生命保険協会・信託協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2010年度末分までは「企業年金の受託概況」) 確定拠出年金:運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

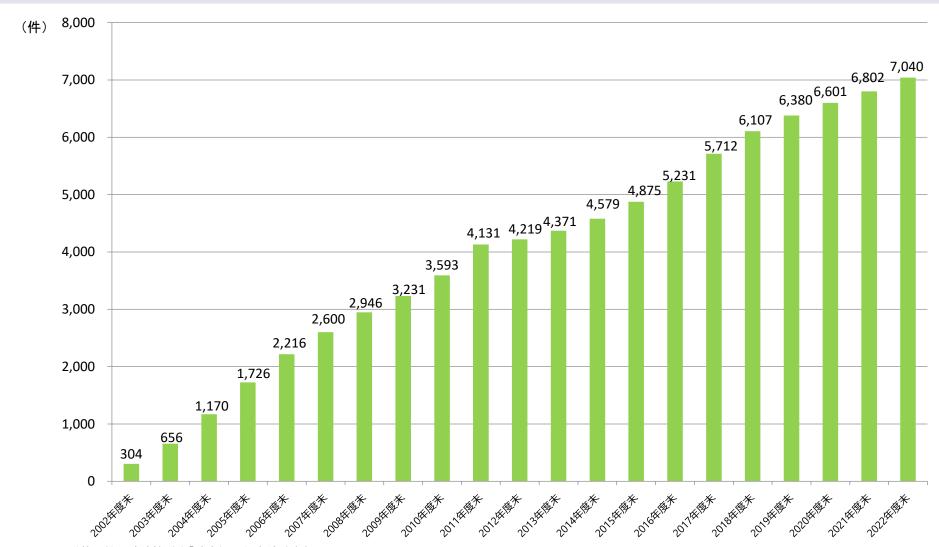
確定給付企業年金(DB)の規約数の推移

○ 確定給付企業年金の規約数は、法施行後、適格退職年金・厚生年金基金からの移行等により急増したが、近年で は確定拠出年金(DC)への移行等により減少傾向にある。



企業型確定拠出年金(企業型DC)の規約数の推移

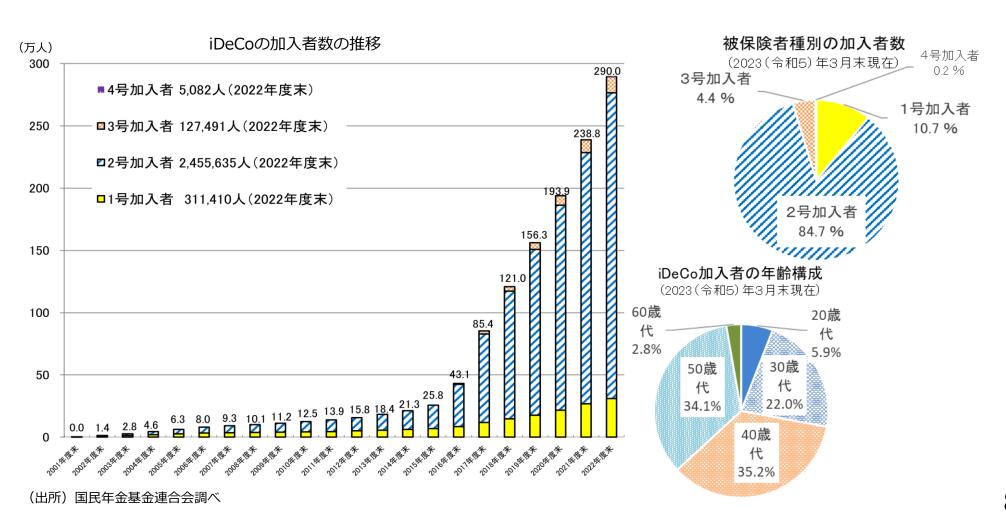
企業型確定拠出年金の規約数は、毎年増加している。



出所)運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」

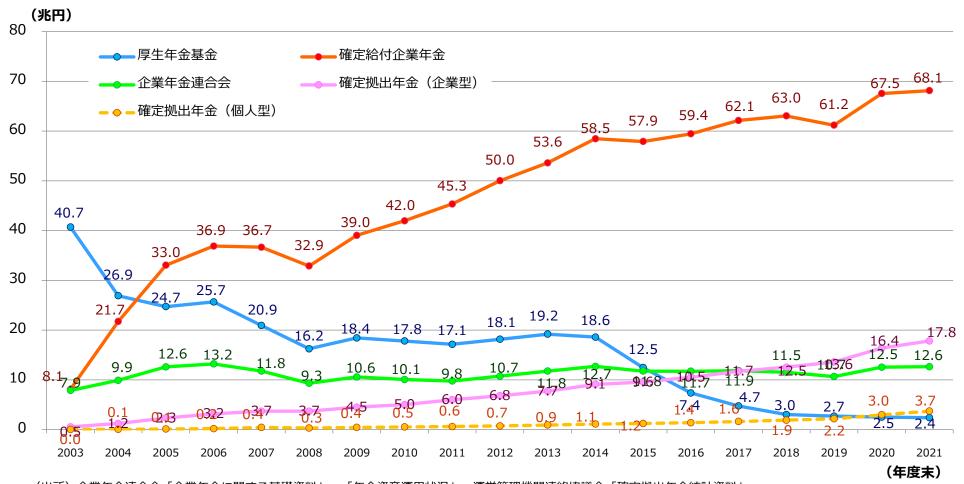
iDeCoの加入者数の推移

- 個人型確定拠出年金の一層の周知を図るため、2016(平成28年)9月に個人型確定拠出年金の愛称をiDeCo (<u>i</u>ndividual type <u>De</u>fined <u>Co</u>ntribution pension plan に決定。
- 2017(平成29)年1月に加入可能範囲を拡大。2023(令和5)年3月末現在、加入者は290.0万人。



確定給付企業年金(DB)・確定拠出年金(DC)の資産残高の推移

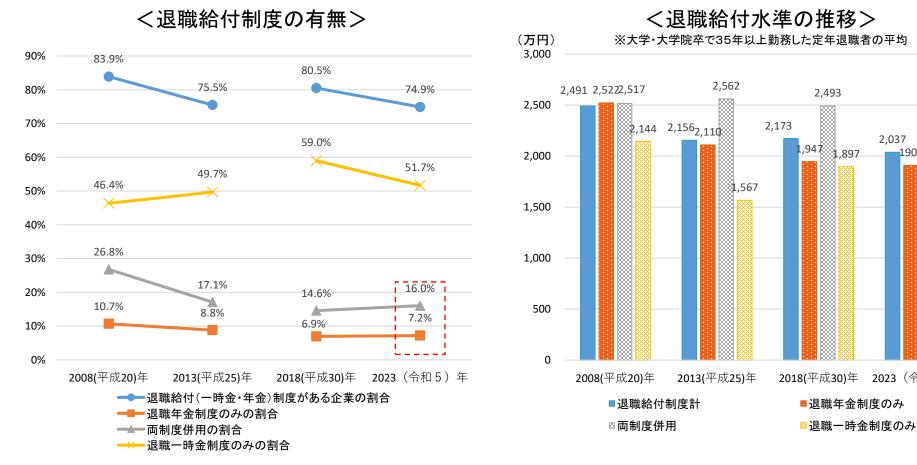
○ 確定給付企業年金(DB)の資産残高68.1兆円、企業型確定拠出年金(企業型DC)の資産残高17.7兆円、個人型確 定拠出年金(個人型DC)の資産残高3.6兆円となっている。



(出所)企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」・「年金資産運用状況」、運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の制度の概況」(2021年度末数値のみ) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金の受託概況」、運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」

企業年金の実施状況

企業年金がある企業の割合は低位で推移。



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

- (注)1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。
 - 2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。
 - 3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含 まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む) とし、更に「複合サービス事 業」を含めることとした。)。

2283

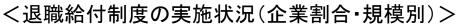
1822

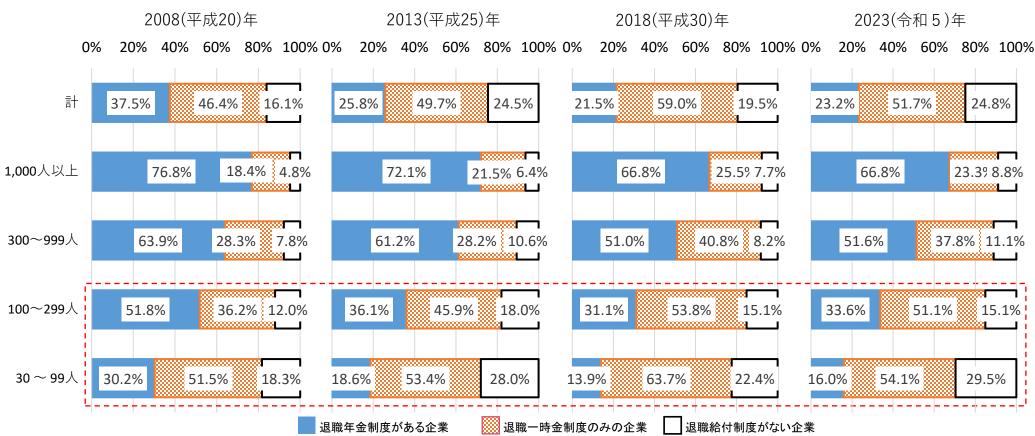
37 1909 2,037

2023 (令和5)年

企業年金の実施状況(従業員規模別)

従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。





- (出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成
- (注)1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。
 - 2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。
 - 3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)。

1. 企業年金・個人年金の動向

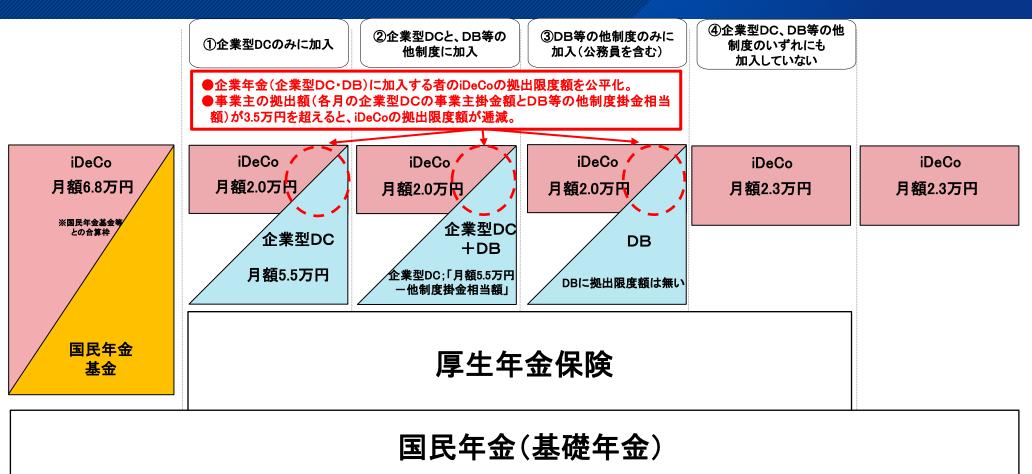
- ・企業年金・個人年金の概況
- ・最近の制度改正



企業年金・個人年金の制度改正の施行

| R2年6月5日 (公布日) | ■ DBの支給開始時期の設定可能範囲の拡大(65歳⇒70歳)■ iDeCo継続投資教育の企業年金連合会への委託■ DCの運営管理機関の登録手続きの見直し | |
|------------------|--|--|
| R2年10月1日 | 中小企業向け制度(簡易型、iDeCoプラス)の対象拡大(従業員100人以下⇒300人以下) 企業型DCの規約変更手続きの見直し DBガバナンスの確保(総合型基金の代議員規制、AUPの実施、資産運用委員会の設置) DB, DCの法令解釈通知等の改正(同一労働同一賃金ガイドライン、選択制DC) | |
| R3年1月1日 | ■ iDeCo加入申し込み等のオンライン化、添付書類の簡素化 | |
| R3年4月1日 | ■ DCの脱退一時金の改善(通算掛金拠出期間3年以下⇒5年以下) | |
| R4年4月1日 | ■ DCの受給開始時期の上限引き上げ(70歳⇒75歳)■ 事業主による企業型DCの業務報告に係る手続きの見直し | |
| R4年5月1日 | ■ DCの加入可能要件の拡大(企業型:65歳未満厚年加入⇒厚年加入,個人型:60歳未満国年加入⇒国年加入) ■ DCの脱退一時金の改善(外国籍人材の帰国時の受給要件緩和) ■ 制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善 | |
| R4年10月1日 | ■ 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和■ 企業型DC加入者ごとのマッチング拠出とiDeCo加入の選択 | |
| R6年12月1日 | ■ DCの拠出限度額の算定方法の見直し (DB等の他制度掛金相当額の反映) | |

DB等の他制度掛金相当額の反映後(令和6(2024)年12月~)



国民年金 第1号被保険者

国民年金 第2号被保険者等 国民年金 第3号被保険者

※1 企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額(仮想掛金額)を控除した額。他制度掛金相当額は、DB等の給付水準から企業型DCの事業主掛金に相当する額として算定したもので、複数の他制度に加入している場合は合計額。他制度には、DBのほか、厚生年金基金・私立学校教職員共済制度・石炭鉱業年金基金を含む。

施行(令和6年12月1日)の際現に事業主が実施する企業型DCの拠出限度額については、施行の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする(経過措置)。ただし、施行日以後に、確定拠出年金法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更を行った場合、確定給付企業年金法第4条第5号に掲げる事項を変更する規約変更を行うことによって同法第58条の規定により掛金の額を再計算した場合、DB等の他制度を実施・終了した場合等は、経過措置の適用は終了。

マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択することが可能。

※2 企業年金(企業型DC、DB等の他制度)の加入者は、月額2.0万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額とDB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲力ではDeCoの拠出が可能。公務員についても、同様に、月額2.0万円、かつ、共済掛金相当額との合計が月額5.5万円の範囲力では

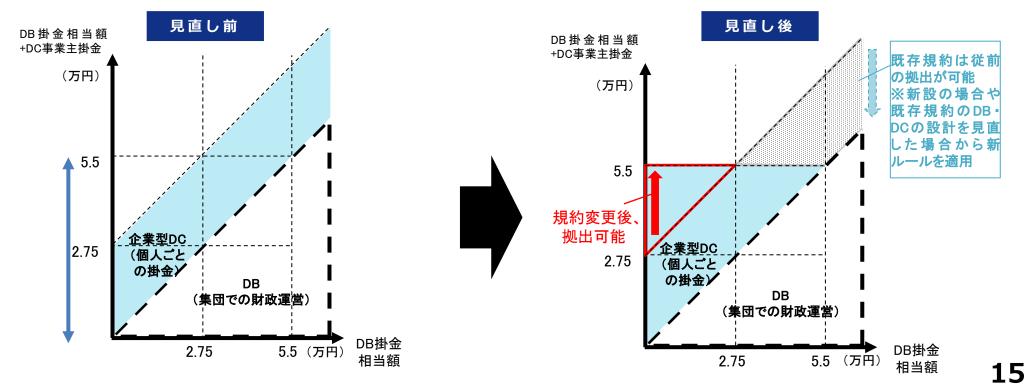
DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額の見直し

○ 企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、企業型DC の拠出限度額は、**月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする**ことで、公平できめ細かな算定方式とする。

| | (現行) | (見直しの内容) |
|----------------|----------|----------------------------|
| 企業型DCのみを実施する場合 | 月額5.5万円 | 月額5.5万円から、DBごとの掛金相当額を控除した額 |
| DBを併せて実施する場合 | 月額2.75万円 | |

(※1)DBは給付建ての制度であり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額(掛金相当額)は、DBの給付水準から、DCと比較可能な形で評価したもの。

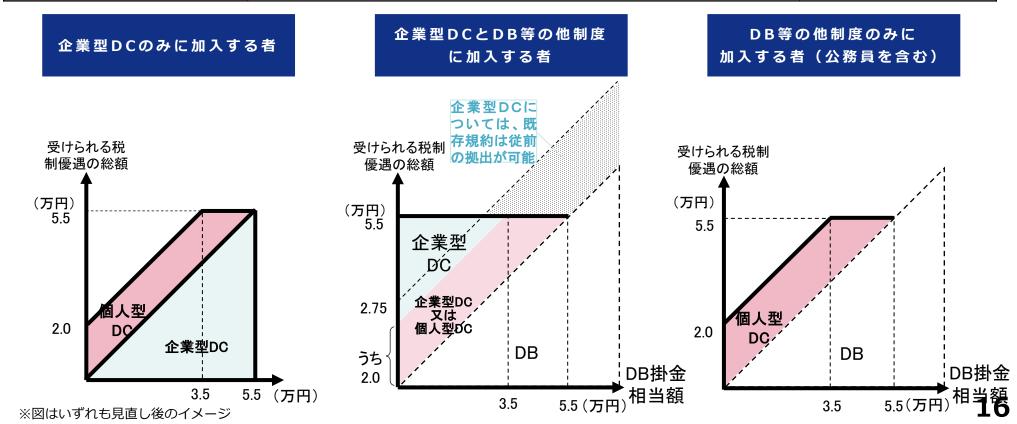
(※2)DBを実施していなければ、控除する額は0円で、企業型DCの拠出限度額は現行どおり月額5.5万円。DBの掛金相当額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。



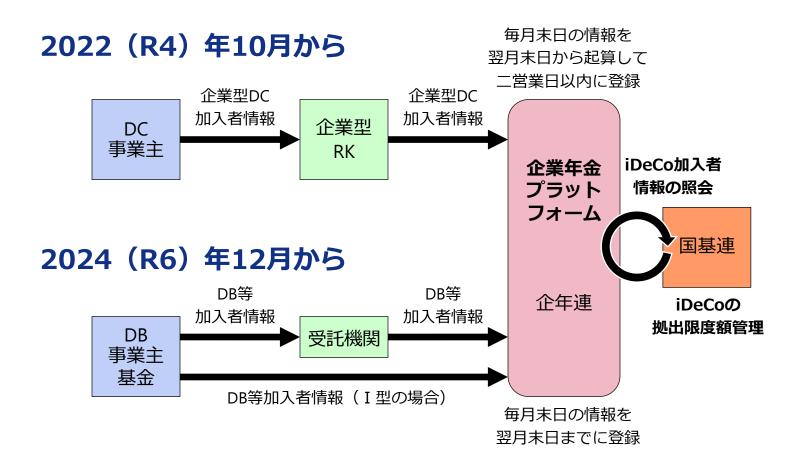
企業年金に加入する者のiDeCo拠出限度額統一についての考え方

○ 全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、DBごとに個別に評価することに伴って、企業年金 (DB・企業型DC)に加入する第2号被保険者の個人型DCの拠出限度額について公平を図ることとした。

| | (現行) | (見直しの内容) | |
|-----------------|---|-----------------------------------|--|
| ①企業型DCのみに加入する者 | 月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円) | 月額2万円(ただし、企業 | |
| ②DBと企業型DCに加入する者 | 月額1.2 万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円) | 型DC・DBの事業主掛金 │ 額との合計が月額5.5万 │ | |
| ③ D Bのみに加入する者 | 月額1.2万円 | 円) | |



企業年金プラットフォームによる情報連携



2024 (R6) 年12月から iDeCo加入時の事業主証明と年1回の現況確認を廃止

DBの他制度掛金相当額の算定・DB規約変更のスケジュール

- 〇 DBの他制度掛金相当額は、令和6(2024)年12月からDCの拠出限度額の算定に反映されることから、令和6(2024)年11月1日までの日を適用日とするDB規約変更により、DB規約に記載する必要がある。
- その際、DC拠出限度額に係る見直しの施行を前にDB規約変更が集中しないように、可能な限り、財政再計算の時期 やDB規約変更のタイミングに応じ、令和4(2022)年4月1日以降の日を適用日とするDB規約変更から、順次、ご対応い ただくこととなる。

